

12 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

平成26年度に第5期計画（24～26年度）の見直しを行い、第6期計画（27～29年度）を策定した。第6期計画では、平成27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や重点施策等を明示している。

(1) 理念

- 高齢者の尊厳を大切にす
- 高齢者の自立と自己決定を尊重す
- 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進す

(2) 目標

住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) 施策

- 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実
- 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）
- 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実
- 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実
- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢期の住まいづくり、住まい方支援
- 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実
- 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- 介護保険施設等の整備促進